

意見書案第2号

(和光市議会)

加齢性難聴者の日常生活用具として欠かせない補聴器購入に対する
公的補助制度の創設を求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成31年3月18日

和光市議会議長 齊藤 秀雄 様

提出者 和光市議会議員

村田 富士子

賛成者 和光市議会議員

吉田 武司

待鳥 美光

吉田 けさみ

齊藤 克己

菅原 満

赤松 祐造

小嶋 智子

金井伸夫

加齢性難聴者の日常生活用具として欠かせない補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性の難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となります。

また、新オレンジプランにおいて、加齢性難聴は鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

加齢性の難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国に比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたりおよそ3万円から20万円であり、保険適応ではないため全額自己負担となっています。身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は厚労省の調査でも約9割は自費で購入しているとされ、特に低所得の高齢者に対する配慮がもとめられます。

欧米では、補聴器購入にたいし公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国において、加齢性難聴者の日常生活用具として欠かせない補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月18日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	根本	匠	様